

株光流園静山荘との損害賠償等請求訴訟について

標記の訴訟につきまして、令和 4 年 12 月 1 日に、最高裁判所において、不受理との決定があり、第二審の判決が確定いたしましたので報告します。

1. 最高裁の決定内容

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

2. 第二審の概要

- 原 告：株式会社光流園静山荘（被控訴人）
- 被 告：宇治市（控訴人）
- 判 決 日：令和 4 年 4 月 15 日
- 訴 額：124,998,534 円
- 損害賠償額：12,694,773 円（遅延損害金、訴訟費用を除く）
- 概 要：原告である株光流園静山荘が運営する旅館が「平成 24 年 8 月 13 日から同月 14 日にかけての豪雨の際に床上浸水の被害を受けたのは、旅館の近傍を流れる山王谷川に設置されたスクリーンの構造や旅館に隣接する排水機場の運用方法に設置又は管理の瑕疵があったからである」として、宇治市に対し損害賠償を求めたもの

3. 上告受理申立て理由書における主な主張

1 本件スクリーンにおいて、その管理に不備があったとの判断について

本件スクリーンの機能および設置目的は、河川の流水を安全に流下させるという河川管理の観点から暗渠部入口において、流水と異物とをふるい分けることにある。

また、河川法の適用のない普通河川である本件河川は、10年確率の降雨を想定している中、本件浸水被害は、その想定を超える25年確率の豪雨により発生したものである。

国家賠償法2条1項の「営造物の設置又は管理に瑕疵」は、最高裁判決（最判昭和45年8月20日）において、その瑕疵は「通常有すべき安全性を欠いていること」と判示している。

しかしながら、第二審の判断は、本件スクリーンについて、想定される通常の事態（用法）のもとで有用・有効なものであることを正当に評価することなく、想定を超える異常事態に対応できなかったことをもって「通常有すべき安全性に欠ける」として、「瑕疵」があると判断している。

土砂災害の予測や土石流による被害の抑止は、国及び京都府が行なうものであって、各行政主体の責任ある分担によって全うされるべき中、河川管理者である宇治市に対して流水と異物とのふるい分けを通常の機能・目的とする本件スクリーンに土砂災害による土石流への対処という想定外の事態に対する責任まで求めることは、その守備範囲を超えるものである。

このように第二審の判断が最高裁判決の理解を誤ったものであることは明らかであり、この誤りは、法令の解釈に関する重要な事項である。

2 土砂災害の予見が可能であったとの判断について

河川管理者である宇治市は、河川行政上、その管理を行う上で流水の正常な機能を維持し、洪水等による災害の防止を目的としており、土砂災害を防止するものではない。

河川法その他の関係法令には、河川管理者が、土砂災害等を予見するために私有地を含む流域周辺の土地について、具体的状況を調査確認できるような権限は規定されていない。

土砂災害等を予見して必要な施策を実施するものとされている国及び京都府は、本件箇所において砂防法に基づく指定や「基礎調査のための土地の立入り等」が定められている土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行っていなかった。そのように本件箇所について国および京都府が土砂災害発生の可能性を認めていない中であって、調査権限を持たない宇治市が独自に土砂災害を予見することは到底期待できず、宇治市が本件土砂災害を予見することは可能であったとする第二審判決は誤りである。